

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省26－⑰)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展					担当部局名		水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】				
政策の概要 【施策の概要】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。 この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①安全で活力ある漁村づくり ②水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給 の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け		水産物の安定供給と水産業の健全な発展				
政策に関する内閣の重要政策	水産基本計画(平成24年3月23日閣議決定) 第2の6 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給 第2の7 安全で活力ある漁村づくり 漁港漁場整備長期計画(注1)(平成24年3月23日閣議決定) 社会資本整備重点計画(注2)(平成21年3月31日閣議決定)					政策評価 実施予定時期		平成27年8月				
施策(1)	安全で活力ある漁村づくり											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁村の持つ特性を活かしつつ、希望を持って定住できる地域を実現するため、藻場・干潟の保全・創造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災害に強い漁村づくり等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮											
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量	-	平成23年度	11万トン(累計)	平成28年度	-	-	2.2万トン	4.4万トン	6.6万トン			
(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率	49%	平成21年度	65%	平成28年度	-	-	56%	58%	60%	水産業・漁村がその多面的な機能を発揮できる活力ある漁村づくりのためには、水産業の健全な発展の基盤であり、漁業就労者等の生活の場である漁村において、活力を維持・増大させていくための生活環境の改善を一層推進していくことが重要である。 漁村の総合的な振興の観点から、生活環境の向上を図るため、「漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の人口比率」(汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水施設の整備対象人口に対して同施設を利用できる人口の割合)を指標とし、漁港漁場整備長期計画(24～28年度)に基づき、49%(平成21年度)から、平成28年度を目処に、概ね65%に向上させることを目標とし、毎年一定割合の向上を目指す。		

目標② 【達成すべき目標】		漁業地域の防災機能・減災対策の強化								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化	約17%	平成23年度	約54%	平成28年度	－	17%	19%	22%	38%	新たな社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成24年度から28年度の計画期間において、戦略的・重点的に実施すべき事業・施策を明らかにするため、「選択と集中」の基準を示し、これを基に重点目標と実施すべき事業・施策が整理されたところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、海岸分野では、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある背後地の重要な保全対象(農村振興局所管は農地等)の防護を図るものとして、「東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率」及び「東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定するとともに、社会資本の適確な維持管理・更新に資するための実態把握として、「海岸堤防等の老朽化調査実施率」を指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、指標の対象地域に含まれる東日本大震災被災県の復旧計画等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととした。
(イ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	約39%	平成28年度	－	5%	14%	23%	32%	
(ウ) 海岸堤防等の老朽化調査実施率	約50%	平成23年度	約100%	平成28年度	－	56%	67%	78%	89%	
(エ) 産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された水産物の流通拠点となる漁港の割合	20%	平成21年度	65%	平成28年度	－	44%	50%	57%	63%	
(オ) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率	44%	平成21年度	80%	平成28年度	－	－	59%	65%	70%	

施策(2)		水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産物の品質・衛生管理対策の推進、加工・販売等の6次産業化の推進、加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。									
目標① 【達成すべき目標】		水産物の付加価値の向上、販路拡大及び適切な需給バランスの確保と消費拡大									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	(ア) 魚介類(食用)の消費量	29.5kg/人年	平成22年度	29.5kg/人年	平成34年度	-	-	前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率と同等以上とする	前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率と同等以上とする	前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率と同等以上とする	水産物の付加価値の向上、販路の拡大及び適切な需給バランスの確保等を通じて水産物の消費拡大を図るため、魚介類(食用)の消費量を指標として選定した。水産基本計画において、平成34年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量を平成22年度水準の29.5kgまで引き上げる目標を掲げたところである。一方、魚介類(食用)の消費量は減少傾向で推移してきているところである。したがってこの目標を達成するためには、まず、この減少傾向に歯止めをかけることが必要なことから、年度ごとの目標値に「前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率と同等以上とする」を設定した。年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、前年度の目標値を用いて行う。
個人経営体の漁労外事業収入及び(イ) 漁労収入のうち直売所・自家販売(注4)	672千円	平成23年度	704千円	平成25年度	315千円	326千円	693千円	704千円	-	産地の販売力強化の取組を通じて、漁業者が自ら水産加工業や直販等を行うことにより、直売所・自家販売による収入及び直接的な漁労活動による収入以外の収入の増加が期待されることから、個人経営体の漁労外事業収入及び漁労収入のうち直売所・自家販売を指標とする。 2011年(平成23年)の漁業経営調査より「漁労収入のうち直売所・自家販売」の統計データが明確に記載されるようになったため平成23年の漁労外収入(316千円)に「漁労収入のうち直売所・自家販売」収入(356千円)を加えた672千円を新基準とし、平成25年度に704千円に増加させることを目標とした。なお、直売所数は平成20年以降300カ所前後とほぼ横ばいであることから、平成23年度から平成25年度の目標値は、当初の目標値「漁労外収入」に平成23年度の「漁労収入のうち直売所・自家販売」収入(356千円)を毎年同額を加えることとする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、前年度の目標値を用いて行う。	
目標② 【達成すべき目標】		漁港における品質・衛生管理対策の推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 高度な衛生管理(注5)対策の下で出荷される水産物の割合	29%	平成21年度	70%	平成28年度	-	51%	56%	60%	65%	安全な水産物の安定供給のためには、水産物の生産から流通・加工に至る一貫した供給システムの中で、品質の確保や衛生管理の高度化等集出荷体制の改善を図り、産地における国際競争力を高めていくことが必要であることから、「高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合」を指標としている。 国際競争力の強化と消費者に信頼される産地づくりのため、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港 ^(注6) において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29.5%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね70%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、平成23年度の実績値が46.2%であること、また、ここ数年順調に推移しており、今後も継続して取り組むことにより、28年度の目標値(概ね70%)の達成が見込まれることから、毎年一定割合で向上させることとした。	

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成26年行政事業レ ビュー 事業番号
	23年度 [百万円]	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]				
(1) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	—	—	—		(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (2)-②-(ア)	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。	—
(2) 海岸法 (昭和31年)	—	—	—		(1)-②	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	—
(3) 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和52年)	—	—	—		(2)-①-(ア)	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。	—
(4) 国産水産物流通促進事業 (平成25年度) (主)	—	—	780	771	(2)-①-(ア)	販売ニーズや産地情報等の共有化、流通過程の各段階への個別指導、HACCPに基づく品質管理の研修等及び流通促進のための加工機器等の整備を実施し、国産水産物の流通促進を図る。 水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まりを解消し、消費者ニーズに対応することにより、国産水産物の流通促進と消費拡大に寄与する。	0277
(5) 水産基盤整備事業(直轄) (平成13年度) (主)	2,565 (2,518)	3,140 (3,087)	3,808	3,363	(1)-①-(ア)	国民への水産物の安定供給を図るため、排他的経済水域における漁場整備を実施するとともに、水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に資するための調査、技術開発等を実施。 魚礁や増養殖場を整備することにより、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供に寄与する。	0268
(6) 水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (主、関連:26-19)	31,408 (27,242)	30,198 (21,049)	39,500	27,905	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (2)-②-(ア)	漁場造成や水域環境の保全、岸壁の耐震化や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。また、岸壁の耐震化を図ることにより、漁業地域の防災・減災対策が強化されるとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、高度な衛生管理対策の下で取り扱われる水産物を供給することに寄与する。	0267
(7) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:26-6,7,11,12,19)	78,585 の内数 (77,106 の内数)	17,992 の内数 (17,237の 内数)	190,419 の内数	91,706の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ～(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0107
(8) 水産多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連:26-19)	—	—	3,500	3,500	(1)-①-(ア)	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。	0276
(9) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:26-11,12,19)	10,986 (10,859)	10,505 (9,592)	9,383	9,500	(1)-①-(ア)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0152
(10) 離島漁業再生支援交付金 (平成22年度) (主)	1,300 (1,066)	1,235 (1,047)	1,235	1,235	(1)-①-(ア)	離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援する。 本事業により、離島の漁業集落において、種苗放流や漁場の管理・改善等の取組が行われ、漁場再生による新たな水産物の提供に寄与する。	0271
(11) 強い水産業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:26-15,16)	3,253 (2,619)	10,568 (5,175)	8,159	4,500	(1)-①-(イ) (1)-②-(オ) (2)-①	漁港漁場の機能向上及び利用の円滑化、付加価値創造型の漁業地域づくりのための施設整備に対して支援することにより、漁港機能の高度化に寄与する。 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成に必要な防災を目的とした施設の増加、漁業者や漁業集落住民の防災意識向上に寄与する。 産地水産業強化計画に係る地先資源の増大に係る取組を支援することにより、魚介類の消費の増大に寄与するとともに、加工施設整備等を支援することにより、漁労外事業収入の増加に寄与する。	0269

	(12)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連:26-6,7,9,10,11,12,13,14)	19,688 の内数 (19,242 の内数)	6,622 の内数 (6,254の 内数)	11,763 の内数	6,540の内数	(1)-①-(イ)	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 水産分野では、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進する。 漁村における定住等及び漁村と都市との地域間交流を促進するための取組に対して支援することにより、漁村が活性化し生活環境の向上が図られ、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与する。	0104
	(13)	浜の活力再生プラン策定推進事業 (平成26年度) (主)	—	—	3	50	(1)-①-(ア)	各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成を支援する。 「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより、漁場の再生による新たな水産物の提供に寄与する。	0278
	(14)	漁港海岸事業 (昭和32年度) (主)	818 (722)	614 (413)	655	699	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るための海岸保全施設の新設や改良を実施するとともに海岸事業にかかる調査を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0266
	(15)	国産水産物需給変動調整事業 (平成19年度) (主)	369 (362)	352 (348)	220	200	(2)-①-(ア)	水揚げ集中時により水産物価格が低落した際に、漁業者団体が漁業者から水産物を買取る調整保管を適切に実施することにより、漁業経営の安定と国民に対する水産物の安定供給を図る。 買い取った水産物を価格上昇時に放出することにより、適切な需給バランスの確保に寄与する。	0270
	(16)	水産物流通情報発信・分析事業 (平成24年度) (主)	—	87 (86)	75	72	(2)-①-(ア)	漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、漁業者が市場の動向に応じて効率的な生産を行うことができるよう、水産物の需給・価格の動向に関する情報を漁業者等への確に供給する。 調査対象から提供を受けた毎日の水揚げ状況、価格動向等の情報を、迅速に漁業者等に情報提供し、購買側の意向を生産側に伝えることにより、消費拡大に寄与する。	0274
	(17)	水産基盤整備事業(補助・復興関連) (平成23年度) (主)	1,749 (34)	2,783 (2,124)	2,114	1,295	(1)-②-(エ)	南海トラフ等地震・津波対策の強化を図る必要がある地域において、防波堤の粘り強い構造の確保や耐震対策を実施。 大規模地震や津波から漁港施設の被害を軽減するとともに、漁港背後地域の生命・財産を守ることに寄与する。	0279
	(18)	漁港海岸事業(復興関連事業) (平成25年度) (主)	—	—	0	145	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るための海岸保全施設の新設や改良を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0280
	(19)	農山漁村地域の基盤整備の震災対策 (平成23年度) (関連26-11)	184の内数 (182の内数)	1,648の内数 (1,629の内数)	595の内数	495の内数	(1)-②-(ア)～(ウ)	震災の教訓を踏まえ、自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0158
	(20)	収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<—> (<—>)	<—>	<—>	<—>	(1)-②	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を支障なく進めることで目標の達成に寄与する。	—
	(21)	公害防止用設備等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例 [固定資産税・都市計画税:地方税法附則第15条②] (昭和44年度)	<—> (<—>)	<—>	<—>	<—>	(2)-①-(ア)	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の2／3の税額控除を行うことが出来る。加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	—
政策の予算額[百万円]			59,490 <111,404>	74,421 <109,270>	56,238 <220,830>	39,238 <112,741>			
政策の執行額[百万円]			48,526 <111,176>	22,143 <41,187>					

(注1)「予算額計」欄及び「26年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 複数政策に関連する予算については、＜＞外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	当該年度に整備した再生漁場及び新規漁場において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量の増減率△1ポイント以下
		指標(イ)	把握の方法	漁業経営調査(農林水産省)
			達成度合の判定方法	目標値を上回るときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県を通じ、漁港内の集出荷ラインごとに、当該年度の整備を通じて別に定める衛生管理基準を満足する取り扱いが実施された水産物量を、前年度の取扱実績値を用いて算定
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	(1)漁労収入 (2)漁労収入のうち直売所・自家販売 (3)漁労外事業収入	(1)自家漁業及び自家養殖業による漁獲物(魚類、貝類、その他の水産動物類及び海草類)、収穫物の販売等による収入 (2)漁労収入のうち、直売所での販売(直売所、道の駅等で場所を借りて販売)、又は自家販売(自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売)による収入 (3)漁労収入以外の水産加工業、民宿、遊漁船業及び農業など自営業の収入を計上したもの
注5	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。
注6	流通拠点となる漁港	全国の約2,900漁港のうち、市場を有し、水産物流通の拠点となる漁港150地区。